## 主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金四九万四四〇〇円及びこれに対する昭和五四年一二月一日から支払済まで年六分の割合による金員の支払をせよ。訴訟費用は一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文第一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実主張及び証拠関係は、控訴人が甲第三号証を提出し、被控訴人がその成立を認めると述べた旨付加するほか、原判決事実摘示と同一である(但し、原判決四枚目表四行目の「民事部」を「民事」に改める。)から、これを引用する。

理 由

控訴人は、自動車販売を業とするところ、サンハイブ工業に対して昭和五三年一月三〇日本件自動車を売渡し、買主サンハイブ工業は、右自動車の買受代金中頭金一〇万四九八〇円を現金で支払い、一一万八〇〇〇円につき下取車の価格を同額と合意したうえ右下取車をもつて代物弁済し、残金九九万〇六七五円については、同年三月六日サンハイブ工業が松本信金からローン契約で借入れた同額の金員をもつて同日これを支払い、もつて売買代金全額を完済したこと、右ローン契約においてはサンハイブ工業の松本信金に対する借入金債務を控訴人が連帯保証したことは、当事者間に争いがない。

れを認めることができない。)。 〈要旨〉ところで、売買契約が双務契約といわれるのは、売買の目的物の所有権移転ないしその所有権移転登記(登〈/要旨〉録)及び目的物の引渡と代金の支払が相互に対価関係に立つためであり、代金が消費者ローン等の利用によつて支払われ、売主が買主に対して求償債権を有する場合に、売主がこの求償債権の履行を受けるまで右目的物の所有権が移転せず、その登録手続を拒むことができるものと約束されたとしても、この約束をもつて更生法一〇三条にいう双務契約と解すべきではない。思うに、契約自由の原則の下においては、売買契約の当事者は、売主の所有権の移転及び所有権移転登記(登録)手続をなすべき義務と買主の代金支払義務のほかに付加してされた義務とを対価関係に立たしめ、引換給付にすべきことを合意することは許されないとはいえないであろう。

しかしながら、右のような内容の合意が更生法一〇三条にいう双務契約関係として扱わるべきかは別問題である。会社更生法は、窮境にある株式会社についてすべての利害関係人の利害を調整しつつ事業の維持更生を図ることを目的とするものであり(同法一条)、会社財産の上に担保権を有する者といえども、更生手続に参加しその手続において権利の行使を許されるにすぎないのである(同法一二三条以下)(なお破産法九五条参照)。

双務契約においては、相互の債権は牽連性を有し対価関係にあり、かつ担保視しあう関係にあるが、双務契約のこのような性質に鑑み、更生法一〇三条は、更生手続開始決定時において双務契約の双方の債務が履行を完了していないものについて、企業再建目的達成と更生手続の円滑化のために右会社更生法の目的の範囲にお

いて特別に設けられたものであることは後記(本判決の引用する原判決の説示)のとおりである。従つて、更生法一〇三条にいう双務契約における契約の双方の当事者の負担する対価的意義を有する債務とは、民法が規定する本来的意義の双方の債務を指し、前記のように、所有権移転ないし所有権移転登記(登録)手続の履行と求償債権の履行とを対価関係に立たしめ、引換給付にすべきことが合意されたとしても、このような合意をもつて同条にいう双務契約ということはできない。

控訴人が主張するように控訴人が更生会社に対して有する本件求償債権をも更生法一〇三条の双務契約関係に立つ債権の中に含ませ、控訴人の右求償債権を更生会社に対する債権中最優位に立つ共益債権(同法二〇八条七号)として扱うことは、更生会社に対する債権者間の衡平を著しく失することになり、このような解釈は結果的にも不当といわざるをえない。

したがつて、本件売買契約については、更生手続開始前に売買代金は全額支払われて履行が完了し、控訴人がサンハイブ工業に対し連帯保証債務を履行したことに基づく割賦金四九万四四〇〇円とこれに対する約定損害金一万三四九〇円の求償債権を有することは前記のとおりであるが、この債権と本件自動車の所有権移転登記手続をすべき義務とが更生法一〇三条の双務契約に基づく未履行の両債務であるということはできない(なお、右求償金債権は代位弁済をした昭和五四年一二月一日に発生し、更生手続開始当時に発生していたといえないから、この点でも同条一項の要件を充たさない。)。

さらに、控訴人は、本件求償金債権は、実質上本件売買の未払代金債権の変形もので、本件売買契約当時に発生しているものとして、本件自動車の移転登録であるの履行と双務契約の関係にあり、これに同法一〇三条を類推適用すべらを表表して、本件・一〇大日までの関係にあり、これに同法のに主張するけれども、この主張が採用した。とは、原一の大日の「更生者」をでは、「更生会社に対する債権」、同七行目の「更生者」をできる社に対する債権」、同七行目の「更生活の更生情を「更生会社に対する債権者」と改め、一二枚目表三行債者をしての保護が与えられば足り、下更生はに対する債権を図る担保的機能を有する情報を表現である。「更生担保権者としての保護が与えられば足り、本件求償金債権とがよりによる債権を関係であるとして、本件財係にあるとは、一三枚目表れできるの主張は採用できない。」に改める。)に記載のとおりであるがら、これを引用できる債権者」と改める。)に記載のとは採用できる債権者」と改める。)に記載のとおりであるがら、これを引用である。」に対して、本件が表別にある。)に記載のとおりであるがら、これを引用できる。

以上に説示したところから明らかなように、控訴人の本件求償金債権につき更生 法一〇三条を適用すべきであるとの主張は採用することができないから、これを前 提とする控訴人の請求は失当として棄却すべきである。

よつて、右と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを 棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 鈴木重信 裁判官 倉田卓次 裁判官 高山晨)